

老発0510第3号

平成30年5月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>て十分な専門性があると認められる者が作成者であること。</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護事業所を利用している低所得の要介護者及び要支援2の認定を受けた者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成をする事業を実施する場合、低所得者の範囲や助成対象経費等を、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(5) 3の(3)の力の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(6) 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該他の補助事業を優先すること。</p> <p>(7) 実施する事業の目的が介護予防に資するものであって、例えば介護予防教室や高齢者の介護予防に係る指導者の養成、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・社会参加を目的とした場づくり、介護支援ボランティアポイント等、介護予防の取組として実施することが適切な場合は、任意事業ではなく、総合事業において実施すること。</p>	<p>て十分な専門性があると認められる者が作成者であること。</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護事業所を利用している低所得の要介護者及び要支援2の認定を受けた者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成をする事業を実施する場合、低所得者の範囲や助成対象経費等を、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(5) 3の(3)の力の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(6) 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該他の補助事業を優先すること。</p> <p>(7) 実施する事業の目的が介護予防に資するものであって、例えば介護予防教室や高齢者の介護予防に係る指導者の養成、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・社会参加を目的とした場づくり、介護支援ボランティアポイント等、介護予防の取組として実施することが適切な場合は、任意事業ではなく、総合事業（総合事業の実施を猶予する市町村の場合は、旧総合事業又は旧介護予防事業）において実施すること。</p>
<p>別添 1</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p><u>なお、1 のり、注 1 の「なお」以下、注 2、注 3、注 4 の「なお」以下、注 8 の「なお」以下、2 のり、又、注 6～9、注 10 の「なお」以下については、平成 30 年 10 月 1 日施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。</u></p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p>	<p>別添 1</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 285単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p><u>リ 生活機能向上連携加算</u> <u>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）</u> <u>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）</u></p> <p>ヌ 介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000 （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000 （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000 （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100 （5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100</p> <p>注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。なお、平成30年度は現に従事している</p>	<p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 285単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p><u>リ 生活機能向上連携加算 100単位（1月につき）</u></p> <p>ヌ 介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000 （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000 （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000 （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100 （5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100</p> <p>注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;"><u>者に限ることとし、また、本減算は平成 30 年度末までの取扱とする。</u></p> <p><u>注 2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</u></p> <p><u>注 3 リの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</u></p> <p><u>注 4 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90 / 100 を乗じる。なお、建物の範囲については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</u></p> <p><u>注 5 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に 15 / 100 を乗じた単位を足す。</u></p> <p><u>注 6 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に 10 / 100 を乗じた単位を足す。</u></p> <p><u>注 7 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5 / 100 を乗じた単位を足す。</u></p> <p><u>注 8 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。</u></p> <p><u>注 9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護<u>従前</u>相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援 1 1, 647 単位（1 月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 2 3, 377 単位（1 月につき）</p> <p>(3) 事業対象者・要支援 1 378 単位（1 回につき・1 月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合）</p> <p>(4) 事業対象者・要支援 2 389 単位（1 回につき・1 月の中で全部で 5 回から 8 回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1 月につき）</p> <p>ハ 運動器機能向上加算 225 単位（1 月につき）</p> <p>ニ 栄養改善加算 150 単位（1 月につき）</p>	<p><u>注 2</u> イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90 / 100 を乗じる。</p> <p><u>注 3</u> イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に 15 / 100 を乗じた単位を足す。</p> <p><u>注 4</u> イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に 10 / 100 を乗じた単位を足す。</p> <p><u>注 5</u> イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5 / 100 を乗じた単位を足す。</p> <p><u>注 6</u> ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。</p> <p><u>注 7</u> 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護<u>現行</u>相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援 1 1, 647 単位（1 月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 2 3, 377 単位（1 月につき）</p> <p>(3) 事業対象者・要支援 1 378 単位（1 回につき・1 月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合）</p> <p>(4) 事業対象者・要支援 2 389 単位（1 回につき・1 月の中で全部で 5 回から 8 回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1 月につき）</p> <p>ハ 運動器機能向上加算 225 単位（1 月につき）</p> <p>ニ 栄養改善加算 150 単位（1 月につき）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）</p> <p>ヘ 選択的サービス複数実施加算</p> <p>（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）</p> <p>① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）</p> <p>② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）</p> <p>③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）</p> <p>（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）</p> <p>運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）</p> <p>ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）</p> <p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）</p> <p>（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）</p> <p>（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p><u>リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）</u></p> <p>※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）</p> <p><u>ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）</u></p> <p>※ 6月に1回を限度とする</p> <p><u>ル 介護職員処遇改善加算</u></p> <p>（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×59/1000</p> <p>（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×43/1000</p> <p>（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×23/1000</p> <p>（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） +(3)の90/100</p> <p>（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） +(3)の80/100</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p>	<p>ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）</p> <p>ヘ 選択的サービス複数実施加算</p> <p>（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）</p> <p>① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）</p> <p>② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）</p> <p>③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）</p> <p>（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）</p> <p>運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）</p> <p>ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）</p> <p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）</p> <p>（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）</p> <p>（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p><u>リ 介護職員処遇改善加算</u></p> <p>（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×59/1000</p> <p>（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×43/1000</p> <p>（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×23/1000</p> <p>（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） +(3)の90/100</p> <p>（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） +(3)の80/100</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。 イ(1)及び(3)376単位 イ(2)及び(4)752単位</p> <p><u>注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</u></p> <p><u>注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。</u></p> <p><u>注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</u></p> <p><u>注9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。</u></p> <p><u>注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</u></p> <p><u>注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき） ロ 初回加算 300単位（1月につき） ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。</p>	<p>注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。 イ(1)及び(3)376単位 イ(2)及び(4)752単位</p> <p><u>注6 リについて、所定単位はイからチまでによる算定した単位数の合計。</u></p> <p><u>注7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき） ロ 初回加算 300単位（1月につき） ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。</p> <p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p style="text-align: center;">総合事業の事業評価</p> <p>総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるものとなる。</p> <p>このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用することとする。</p> <p>① ストラクチャー指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制等に関する指標</p> <p>② プロセス指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等に関する指標</p> <p>③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標</p> <p>なお、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。また、地域の特性を活かしながら事業を運営することが重要であることから、以下の評価指標の視点を活かしながら、それぞれの地域の実情を踏まえたふさわしい評価指標へと内容を修正した上で、事業評価を実施することが重要である。</p> <p>1 総合事業 <ストラクチャー指標></p> <p>以下の4項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p> <p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的について、分かりやすく説明することのできる職員の養成や、説明資料の整備ができているか。</p>	<p>注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。</p> <p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p style="text-align: center;">総合事業の事業評価</p> <p>総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるものとなる。</p> <p>このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用することとする。</p> <p>① ストラクチャー指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制等に関する指標</p> <p>② プロセス指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等に関する指標</p> <p>③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標</p> <p>なお、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。また、地域の特性を活かしながら事業を運営することが重要であることから、以下の評価指標の視点を活かしながら、それぞれの地域の実情を踏まえたふさわしい評価指標へと内容を修正した上で、事業評価を実施することが重要である。</p> <p>1 総合事業 <ストラクチャー指標></p> <p>以下の4項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p> <p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的について、分かりやすく説明することのできる職員の養成や、説明資料の整備ができているか。</p>